

はしりがき

本書は、前身の書籍「農協の金融業務」を全面的に改訂し、書名を「JAの金融業務」とあらためたものです。

「農協の金融業務」は、元山口信連の一柳俊矩氏、元小社顧問の曾我良勝氏をはじめとした、農協の信用事業に精通された方々によって執筆され、1981年の初版刊行以来、皆様にご愛読いただき、毎年のように増刷・改訂を続けるロングセラーとなりました。

その後、JA信用事業をめぐっては、業務に関連する法改正等が目まぐるしく行われ、また金融業界をとりまく環境も大きく変わったことから、「農協の金融業務」を、JAの現場で日々活躍する職員の方々により参考にしていただける内容とするために全面的に見直し、「JAの金融業務」として刊行しております。

本書は、「系統金融検査マニュアル」、「コンプライアンス態勢の確立」、「高齢者との取引と成年後見制度」、「金融機関の説明責任」、「個人情報保護法とJAの金融業務」といった項目を盛り込み、JAの現場でとくに求められる法務・業務知識を盛り込み、時代の要請に応じた見直し・改訂を進めております。

本「五訂版」では、基本的な貯金取引・融資取引に関して特に影響が大きい2020年4月からの民法改正をはじめ、貯金口座開設と取引時確認をめぐるマネー・ローンダリング対策等関連、さらに個人情報保護法の改正などを含め、全般に見直しをしています。

わが国の少子高齢化や未曾有のコロナ禍に襲われた経済環境により、金融機関を巡っての競争は激化する一方、農業事業者への融資、高齢のお客様への対応など、金融機関の現場にはさまざまな要請や期

待が寄せられています。こうした対応の第一歩に向けた確実な業務・法的知識を身につけるための基礎として、本書をご活用いただけましたら幸いです。

最後に、本書の制作および改訂にあたっては、今回も、そしてこれまでも、JA系統関係者をはじめ多くの実務家の方々にご協力を賜りました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

2022年2月

経済法令研究会

Contents

第1章 JAの信用事業とは

① 金融機関の種類	2
1 中央銀行(日本銀行)	3
2 普通銀行、長期金融機関等	3
3 中小企業金融機関	4
4 農林漁業金融機関	6
5 その他の民間金融機関	6
6 公的金融機関	7
② 金融機関の業務内容	8
1 賦金業務	8
2 融資業務	9
3 為替業務	10
4 その他の業務	11
(1) 国債窓販業務	11
(2) 投信窓販業務	12
(3) 遺言信託業務	12
③ JAの信用事業の特色	14
1 JAにおける信用事業の歴史	14
2 JAの信用事業の特色性	14
(1) 総合事業の一環	15
(2) 相互金融	16
(3) 指導金融	16
(4) 組織金融	16

④ 「JASTEMシステム」について	18
1 JASTEMシステムの概要	18
2 JASTEMシステムの機能の概要	18
(1) 勘定系システム	18
(2) 情報系システム	19
(3) 集配信・ネットワーク系システム	19

第2章 金融業務の基本

① 職員としてのマナーと心がまえ	22
1 基本的なマナーと心がまえ	22
(1) お金を扱うということ	22
(2) ルールに従った事務処理をすること	22
(3) サービス業であるということ	23
(4) 責任をもって仕事をすること	23
2 信用事業での業務の本質	23
3 事務処理における心がまえ	25
② 現金の取扱い方	26
1 通貨の種類	26
2 証券類について	26
3 紙幣の数え方	27
4 損傷通貨について	28
5 現金取扱上の注意点	29
③ 事務処理の基本	30
1 事務処理の正確性と迅速性	30
2 規程や事務要領にもとづいた処理	31
3 重要用紙の管理	31
4 事務処理と守秘義務	31
5 端末機での事務処理上の留意点	32
6 確実な事務処理のポイント	34

第3章 貯金業務の基本

① 貯金窓口での業務の基本—————38

1 正確な事務処理	39
2 迅速な事務処理	39
3 仕事の知識を身につける	40
4 秘密を守る	40

② 貯金の種類—————42

1 普通貯金	42
2 定期貯金	43
3 貯蓄貯金	45
4 定期積金	45
5 当座貯金	46
6 通知貯金	46
7 納税準備貯金	47
8 別段貯金	47

③ 貯金をめぐる法律知識—————48

1 貯金は貯金契約にもとづく法律的な取引である	48
(1) 貯金契約は、貯金の申込に対するJAの承諾によってその効力が生じる諾成契約であり、貯金契約の成立後、金銭がJAに引き渡されると貯金債権（債務）が成立する	49
(2) 貯金者とは、自己の貯金とする意思でみずからの金銭を出した者、と考えられている	50
(3) 貯金の払戻しに際して、JAは善意無過失でなければならない	51
(4) キャッシュカードの推進と暗証番号の取扱い	53
2 事故届等があった場合の注意点	54
3 各種の貯金規定で貯金取引が約定されている	55
4 貯金取引の対象者	57
(1) 農協法による一定の制限がある	57
(2) 制限行為能力者との取引について	57
(3) 法人との貯金取引	59

(4) 法人でない団体との貯金取引	60
5 貯金の払戻し(解約)等	60
(1) 払戻時の注意点	60
(2) 当座貯金の支払い	61
6 貯金への差押えの対応	62
7 貯金者が死亡した場合の対応	66
(1) まず何をすべきか	66
(2) 一般的な場合の相続貯金の払戻し	67
(3) 遺言がある場合	68
8 犯罪被害者等の保護	69
(1) 預貯金者保護法	69
(2) 盗難通帳による払戻し等の貯金者保護	69
(3) 振り込め詐欺救済法	70

4 取引時確認について—————71

1 マネー・ローンダリング(資金洗浄)の防止	71
(1) マネー・ローンダリング対策と法制度	71
(2) FATF相互審査・金融庁のガイドライン	72
2 取引時確認	73
(1) 取引時確認が必要な取引	73
(2) 通常の特定取引における確認事項	74
(3) 高リスク(なりすまし等の疑いのある)特定取引における確認事項	76
3 取引時確認の重要ポイント	78
4 疑わしい取引の届出	81
(1) 疑わしい取引とは	81
(2) 疑わしい取引の参考事例と注意点	82
(3) 取引時確認等を的確に行うための措置	83
5 疑わしい取引の届出に係る体制と届出手順	83

5 貯金事務での留意点—————85

1 貯金者への説明	85
2 取引先の登録	85
3 口座開設	86
(1) 普通貯金	87
(2) 当座貯金	88

(3) 定期貯金等	88
(4) 通帳(証書)等の交付	89
4 入 金.....	89
(1) 証券類の入金	90
(2) 無通帳入金	90

[6] ペイオフの知識—————96

1 預(貯)金保険制度とは	96
2 保険制度のしくみ.....	97
3 破綻未然防止システムについて	99

第4章 融資業務の基本

[1] 融資業務とは—————102

1 融資係の心がまえ	102
2 融資審査する際に大切な点.....	103
(1) 借入申込者の人物審査が第一	103
(2) 資金使途により審査内容が異なる	104
(3) 融資では原則をふまえることが重要	105
(4) 融資金の事後管理	106
(5) 貯金者保護に徹すること	107

[2] 融資契約における基本知識—————108

1 契約の成立とは	108
(1) 諸成契約と要物契約	108
(2) 契約意思の確認	108
(3) 要物契約および諸成契約締結上の留意点	111
(4) 融資取引と説明義務	113
2 融資取引の当事者.....	114
(1) 農協法上の資格	114
(2) 一般法律上の資格	114
3 利益相反行為について	117
(1) 「未成年者と親」間の代理の場合	117

(2) 「株式会社と取締役」間の代理の場合	118
(3) 「J Aと理事」間の代理の場合.....	118
4 取引約定書について.....	119
(1) 約定書の効用	119
(2) 約定書の種類	120
(3) 農協取引約定書について.....	123
(4) 契約印と印鑑証明	126

③ 担保・保証の知識—————127

1 担保と保証.....	127
2 担保・保証を付す場合の注意点.....	128
(1) 担保を付す場合の注意点.....	128
(2) 保証を付す場合の注意点.....	129
(3) 事業資金融資の個人保証と「保証意思宣言公正証書」.....	130
(4) 経営者保証に関するガイドライン	131
3 保証とは.....	131
(1) 保証債務の性質.....	131
(2) 保証の種類	132
(3) 保証人の責任の範囲	133
4 担保権と対抗要件.....	135
5 担保権と被担保債権の関係.....	135
(1) 付従性と随伴性.....	135
(2) 被担保債権の範囲	135
6 各種担保権の特色.....	136
(1) 質権.....	136
(2) 抵当権.....	138
(3) 根抵当権	139

④ 手形貸付、証書貸付とは—————143

1 手形貸付とは.....	143
(1) 約束手形の交付を受けること	144
(2) 手形の支払期日を定めること	145
(3) 利息は前取りすること	145
(4) 固有の約定書徵求は不要であること	145
2 証書貸付とは.....	146

5 当座貸越、 営農貸越とは—————147

- 1 当座貸越とは.....147
2 営農貸越とは.....148

6 融資に関するその他の知識（手形割引、機関保証、統一ローン、個人信用情報機関について）—————149

- 1 手形割引とは.....149
2 機関保証とは.....150
3 統一ローンについて.....150
4 個人信用情報機関について.....151
5 金利規制.....152

第5章 為替業務の基本

1 事務処理上の留意点—————156

- 1 正確に事務を行う.....156
(1) 為替取扱準則等を遵守する.....156
(2) 文字は正確に記入する157
(3) 貯金種目と口座番号の記入について.....157
(4) 重要な役割をもつ「日付」は正確に.....158
(5) 「店舗一覧」を整備しておく158
2 迅速に処理をする.....158
3 事故を防止するために.....159
(1) 時間帯・所要日数の注意点.....159
(2) 印鑑照合の徹底.....159
(3) オンライン端末機の的確な操作160
(4) 手形・小切手の基礎知識を修得しておく160
(5) 機密保持と重要用紙の管理.....161
(6) 振り込め詐欺等の被害発生防止161
4 為替取引の当事者と法律関係.....161
(1) 為替取引の当事者.....161
(2) 当事者間の法律関係.....163

② 振込、送金、代金取立て—————165

1 為替業務のあらまし	165
2 振込	165
(1) 取引の概要	165
(2) 当日扱いの振込	167
(3) 先日付け振込	167
(4) テレ為替と文書為替	168
3 送金	168
4 代金取立て	170
(1) 取引の概要	170
(2) 集中取立て	171
(3) 個別取立て	172

③ 手形交換について—————173

1 手形交換所とは	173
2 手形交換制度のしくみ	173
3 手形交換制度の利点	174
4 手形交換に参加する金融機関とは	174
5 代理交換について	175
(1) 代理交換制度の意義	175
(2) 受託金融機関との関係	176
(3) 委託金融機関の手形交換所規則上の地位と処理	176

④ 統系為替のあらまし—————177

1 内部規定の設定	177
2 統系為替のしくみ	177
(1) 県内為替と県外為替	177
(2) 為替貸借の決済方法	178
(3) JAと他行為替	178
(4) 為替取引契約	178

第6章 手形・小切手の基礎知識

① 手形・小切手取扱上の心がまえ	182
1 管理を厳重にし絶対に紛失しない	182
2 取立ては期日に呈示できるよう依頼する	183
3 当座勘定規定をよく理解する	184
② 手形とは	185
1 約束手形とは	185
(1) 支払いの手段としての機能	185
(2) 信用利用の手段としての機能	186
(3) 有価証券としての性質	186
(4) 手形法上の性質	190
(5) 約束手形の取扱いの実際	191
2 為替手形とは	198
(1) 支払いの手段としての機能	198
(2) 送金の手段としての機能	199
(3) 信用利用の手段としての機能	199
(4) 有価証券としての法律上の性質	199
③ 小切手とは	202
1 支払いの手段としての機能	202
2 送金の手段としての機能	203
3 有価証券としての性質	203
4 小切手の性質	204
(1) つねに一覧払いである	204
(2) 原則として持参人払いである	204
(3) 小切手は譲渡することができる	205
(4) 線引小切手の特性	205
5 小切手取扱いの実際	206
(1) 金額の記載方法	206
(2) 白地小切手の補充	207
(3) 呈示期間経過後の呈示	207
(4) 先日付小切手	208

(5) 支払委託の取消	209
(6) 支払保証について	209
(7) 線引小切手の支払いについて	210

第7章 付隨業務の基礎知識

① 国債の窓口販売の知識 212

1 窓口販売担当者の心がまえ	212
(1) 国債と貯金の相違点とは	212
(2) 国債の販売に際して心がけること	214
(3) 国債窓販における禁止行為とは	214
(4) 証券外務員に関する研修と試験	215
2 国債の基礎知識	215
(1) 国債の種類	216
(2) 国債の発行方式	219
(3) 国債の利回り	220
(4) 経過利子	221
3 国債窓販の留意点	222
(1) 国債窓販の対象商品	222
(2) 窓販業務のしくみ	222

② 投資信託の窓口販売の知識 225

1 窓販担当者の心がまえ	225
(1) 投資信託と貯金の相違点	225
(2) 投資信託の販売に際して心がけること	226
(3) 投信窓販における禁止行為とは	226
(4) 証券外務員研修・試験と内部管理体制	227
2 投資信託の基礎知識	228
(1) 投資信託とは	228
(2) 投資信託のしくみ	229
(3) 投資信託の分類	230
(4) 投資信託の基本用語	233
3 投資信託の窓販上の留意点	237
(1) 投資信託の募集・販売の取扱いについて	237

(2) 分配金・償還金の支払いについて	239
(3) 投資信託の換金の取扱いについて	240
(4) 投資信託のディスクロージャー(情報開示)について	243

第8章 JAの金融業務と関連法令等

① 系統金融検査マニュアル 246

1 系統金融検査マニュアルとは	246
(1) 系統金融検査マニュアルは検査官の手引書である	246
(2) 系統金融検査マニュアルの構成と検証項目	246
2 系統金融検査の基本的な考え方	248
(1) 系統金融検査の目的	248
(2) 検査により達成すべき事項	248
(3) 「金融検査に関する基本指針」	249
3 経営陣の役割・責任と「P D C Aサイクル」	251
4 情報収集態勢の重視	252
5 系統金融検査マニュアルでのチェックリストの概要	254
(1) 経営管理(ガバナンス)態勢～基本的要素の確認検査用チェックリスト	254
(2) 金融円滑化編チェックリスト	254
(3) 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	254
(4) 利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	255
(5) 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	255
(6) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト	255
(7) 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	255
(8) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト	256
(9) 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	256
(10) 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	256
(11) オペレーション・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	
	256

② コンプライアンス態勢の確立 257

1 コンプライアンスとは	257
2 コンプライアンスの重要性	259

3 コンプライアンス構築のための体制	260
③ 高齢者との取引と成年後見制度	263
1 高齢者との取引における留意点	263
2 意思能力の有無の判断	264
3 代理人との貯金取引	265
(1) 任意代理の場合	265
(2) 法定代理の場合	266
4 高齢者本人以外の者が本人に代わって実際の取引をする場合	266
(1) 代理人関係届や委任状（包括委任状）の提出を受けた場合の注意点	267
(2) 高齢者から代理人関係届等の提出の意思が確認できない場合	268
(3) 日常生活自立支援事業にもとづく日常的金銭管理サービス	270
5 成年後見制度について	271
④ 金融機関の説明責任	274
1 金融サービス提供法と消費者契約法	274
2 消費者保護の観点から説明をする	275
3 JAでの金融業務における説明責任とは	277
(1) 説明すべきこと	277
(2) 融資においては事務手続の内容も熟知しておく	278
⑤ 個人情報保護法とJAの金融業務	282
1 個人情報保護法の理念	282
(1) 個人を特定する情報を守る	282
(2) 個人情報保護法における定義	283
2 個人情報保護法とJA	284
(1) 個人情報の利用目的を特定し、安全管理に努める	284
(2) 第三者への提供について	286
(3) 個人情報に関するJA利用者からの申し出への対応について	286
3 令和2年改正個人情報保護法の概要	287

6 金融商品取引法—————291

1	金融商品取引法の目的	291
2	金融商品取引法の基本的枠組み	292
3	金融商品取引法等による金融機関の個人営業等における 変更点	292
(1)	規制対象商品の拡大	292
(2)	業務内容による規制の変更	293
(3)	販売・勧誘ルールの変更（業者の行為規制）	294
(4)	投資家の区分により利用者保護規定に差を設ける	297
(5)	金融サービス提供法の説明義務	297

7 利益相反管理体制整備について—————299

1	利益相反取引とは	299
2	利益相反管理体制の整備について	299

8 反社会的勢力への対応—————301

1	反社会的勢力とは	301
2	金融機関としての対応	301
(1)	反社会的勢力に対応する規定の整備	302
(2)	暴力団排除条項の整備	302
(3)	反社会的勢力にかかるデータベースの構築	302

9 金融ADR制度の概要とJAバンクの対応—————303

1	金融ADR制度の概要	303
2	法制化の経過	303
3	J A バンクとしての金融ADR制度への対応	304

第1章

J Aの信用事業 とは

- 1 金融機関の種類
- 2 金融機関の業務内容
- 3 J Aの信用事業の特色
- 4 「JASTEM システム」について

1

金融機関の種類

金融機関とは、資金の供給者と需要者との間に立って、金融取引を行うことを主たる業務とする機関です。現在、わが国の金融機関として、多数の種類が存在していますが、大きく分けると次のようにになります。

- ① 中央銀行としての日本銀行
- ② 銀行としての都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行等
- ③ 中小企業金融機関としての信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫
- ④ 農林漁業金融機関としての農業協同組合、漁業協同組合、信連、農林中央金庫等
- ⑤ 証券市場における証券会社、証券金融会社
- ⑥ 保険会社としての生命保険会社、損害保険会社
- ⑦ 主に自己資金で割引・融資を行う貸金業者
- ⑧ コール取引の仲介をなす短資会社
- ⑨ 政府系金融機関としての日本政策投資銀行、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫

以下、主な金融機関について説明します（【図表1-1】も参照）。

① 中央銀行（日本銀行）

日本銀行は、日本銀行法によると、「我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと」および「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」を目的としています。したがって、一般消費者である個人や一般企業を対象とした預金業務・融資業務を行っていないことが、以下の銀行等と異なる点です。

日本銀行が民間の金融機関に対して貸出を行う場合に適用する基準金利のことを「公定歩合」と呼んでいました。公定歩合は、かつては預金金利など日本の金利体系の中心的な基準とされていましたが、1994年の金利自由化の完了以降、現在では名称も「基準割引率および基準貸付利率」に改められ日本銀行の金融政策における重要度は失われました。

現在、日本銀行では各種のオペレーション等によって直接通貨供給量を調整する方法を中心に金融政策を行っています。

② 普通銀行、長期金融機関等

普通銀行とは、銀行法にもとづき設立された銀行のことです。これには、主に大都市に本店を構え全国的に営業基盤をもつ**都市銀行**、地域経済に密着し全国地方銀行協会に加盟する**地方銀行**、および第二地方銀行協会に加盟する**第二地方銀行**があります。また、日本国内に支店を構える**在日外国銀行**もあります。

近時の動向として、他業種から新規参入する銀行が出てきました。2000年10月には日本で最初のインターネット専業銀行が設立され、

営業を開始しています。形態としては、利用者に対し直接現金や証券書類の受払いを行う実店舗を設置せず、営業上必要な拠点のみを設置し、インターネットや電話を介した取引の提供に特化したかたちになっています。なお、入・出金業務については、提携先や他の銀行・郵便局・コンビニなどのATMやインターネットを利用したかたちをとることで、運営コストを低くし、他の銀行に比べて預金金利を高く設定していたり、各種手数料を低く設定しているところが多くみられます。

信託銀行は、銀行法にもとづき設立された銀行で、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務の兼営の認可を受けた金融機関です。信託業務とは、顧客の委託を受けて、財産の管理・計算または運用を行うことであり、これには金銭信託、貸付信託、土地信託等があります。

郵便局（日本郵政公社）については、2007年10月に持株会社「日本郵政株式会社」と4事業会社「郵便事業株式会社」「郵便局株式会社」「株式会社ゆうちょ銀行」「株式会社かんぽ生命保険」に民営化・分社化されました。そのうち「株式会社ゆうちょ銀行」が日本郵政公社の郵便貯金業務を引き継いでいます。

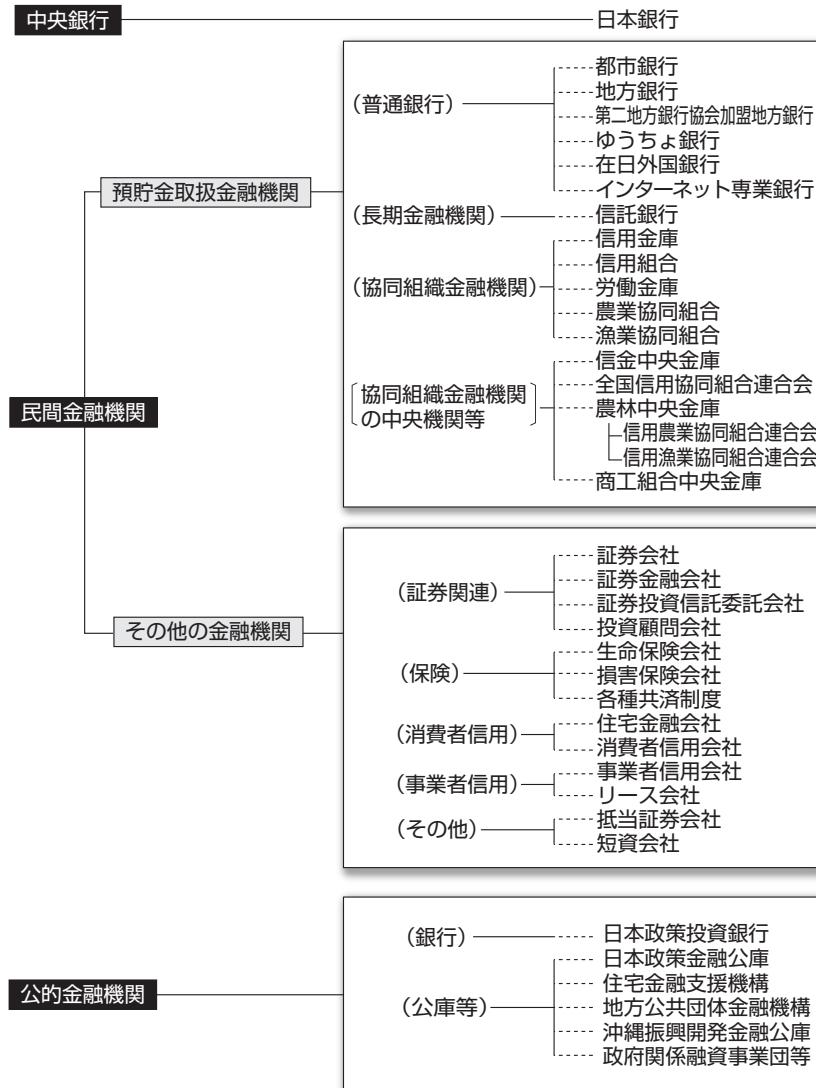
③ 中小企業金融機関

中小企業金融機関とは、主に中小企業者や地域住民を構成員とする協同組織金融機関のことです。

たとえば、**信用金庫**は、信用金庫法にもとづき設立された金融機関ですが、業務内容については銀行とほとんど変わりがありません。なお、銀行との主な違いは、員外融資について、資本金や従業員数等の制限があることです（預金については制限がありません）。

また、**信用組合**は、中小企業等協同組合法にもとづき設立された金

【図表 1-1】わが国における金融組織



(資料) 「新版わが国の金融制度」(日本銀行金融研究所) を一部加工

融機関で、信用金庫と同様、業務内容については銀行とほとんど変わりがありませんが、信用金庫に比べて組織形態は小規模であり、員外者からの預金受入量の制限や員外融資について、資本金や従業員数等の制限があります。

④ 農林漁業金融機関

農業協同組合（以下「農協」といいます）は、農業協同組合法（以下「農協法」といいます）にもとづき設立された協同組合で、主な構成員は農業者や農業法人等となっています。総合農協は、愛称として「JA」と呼ばれています。

JAの事業内容は多岐にわたっていますが、信用事業が一般にいう金融事業にあたり、「JAバンク」という名で世間に知られています。組合員から貯金を受け入れ、これを組合員に融資するという相互金融によって営農と生活の改善・向上を図るのがJAの信用事業です。

また、漁業協同組合は、水産業協同組合法にもとづき設立された協同組合です。主な構成員は漁業者で、略称は「漁協」であり、「JF」の愛称で呼ばれています。JFも、JAと同様に事業内容は多岐にわたり、信用事業は「JFマリンバンク」の総称を用いて行っています。

⑤ その他の民間金融機関

その他の民間の金融機関として、金融商品取引法（旧証券取引法）にもとづき設立された証券会社、保険業法にもとづき設立された保険会社（生命保険・損害保険）、「貸金業法」にもとづき設立された貸金業者、金融機関同士の短期の資金の貸借や媒介を行う短資会社などがあります。

⑥ 公的金融機関

公的金融機関は、政府系金融機関ともいわれます。政府系金融機関とは、政府が経済社会の発展、国民生活の安定などといった一定の政策を実現する目的で設立した金融機関です。いずれも、特別法にもとづき政府全額、あるいは一部出資により設立されています。



③

貯金をめぐる 法律知識

①貯金は貯金契約にもとづく法律的な取引である

J Aの窓口では、日々、取引先から貯金として預かるために金銭を受け取り、また、取引先の請求に応じて、貯金を支払う事務が行われています。こうした貯金取引は、顧客等の取引先がJ Aに貯金を預け入れるところからスタートします。このことを法律的に表現すると、取引先が、J Aにみずから貯金をすると意思を表示し、J Aが貯金取引することを承諾することで、両者の間に金銭消費寄託契約（貯金契約）が成立し、取引先から目的物（金銭）の引渡しを受けた時にJ Aは貯金債務を負担することになります。

ここで、貯金契約を簡単に説明すると、貯金契約とは、①貯金者が金銭の保管をJ A（金融機関）に委託（寄託）し、②J Aが金銭の保管を受託した時に成立するJ Aと貯金者との間の金銭消費寄託契約であり、当事者間の合意のみによって成立する諸成契約です。そして、③金銭の引渡しを受けた時にJ Aは貯金債務を負担しますが、④J Aは受け入れた金銭を自由に使用（消費）することができます。ただし、⑤貯金者から請求があった時に同額の金銭を返却する義務を負うことになります。

通常、物の貸し借りの場合では、たとえば友人から車を借りれば、使用した後に、友人に借りたそのもの（同一のもの）の車を返します。これに対し、先の貯金の場合には、聖徳太子が描かれた旧1万円札で貯金を受け入れても、払い戻しの際には受け入れた額と同額のものを

返せばよく、現在流通している現行の1万円札で返せばよいということです。

貯金係をはじめ、貯金を扱う職員は、貯金契約の法律的性質のうち、実務面でも非常に重要な次の点を理解しておかなければなりません。

(1) **貯金契約は、貯金の申込に対するJAの承諾によってその効力が生じる諾成契約であり、貯金契約の成立後、金銭がJAに引き渡されると貯金債権（債務）が成立する**

実際の貯金の受入手続は、貯金者より、申込書（入金票）に金銭を添えて窓口に出してもらい、貯金係は申込書の金額と受け取った現金の額とを照合・確認し、口座の作成・口座への入金記帳などの処理を行います。そして、貯金債権（債務）は受け取った金銭を確認したときに、確認しただけの金額について成立します。

したがって、金銭を受け取らないうちに口座開設をして通帳（証書）を発行したり、金銭を伴わず入金票だけで入金記帳することは許されません。

このように、貯金契約は、当事者の合意のみでその効力を生ずる諾成契約ですが、契約の目的である金銭がJAに引き渡された時に貯金債権（債務）が成立します。

なお、貯金には、現金のほかに、手形や小切手などの証券類でただちに取立てのできるものも入金できます。この場合、入金処理した日には決済されない場合が多く、決済日（資金開放日）を明示したうえで入金処理をします。したがって、券面額相当の出金は、証券類の決済を確認して払戻しに応じることになります。

4

取引時確認について

①マネー・ローンダリング(資金洗浄)の防止

(1) マネー・ローンダリング対策と法制度

マネー・ローンダリングとは、違法な起源を偽装する目的で犯罪収益を仮装・隠匿することです。たとえば、麻薬密売人が取得した譲渡代金を、正当な商品取引代金であるかのように装うために売買契約書を作成する行為、あるいは借入金や預り金等を装ってその旨の書類を作成したり、金融機関を通じた正当な取引により得た資金であるかのように入金・送金等を行うことがその典型です。また、米国同時多発テロにおいても、多額の資金がテロの準備資金として使われたことから、金融機関におけるテロ資金対策も重要な課題となっています。

マネー・ローンダリング等に関する対策は、国際的な動向に呼応し、1990年当時大蔵省の顧客の本人確認に関する通達の発出に始まり、1992年、麻薬特例法により薬物収益に関する情報提供を義務付ける「疑わしい取引の届出制度」が創設、その後も、2000年の組織的犯罪処罰法施行により、届出の対象犯罪を薬物犯罪から一定の重大犯罪に拡大、マネー・ローンダリング情報を集約・整理・分析して捜査機関等に提供する権限を金融庁長官に付与するなど、同制度が拡充されました。さらに、2003年の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」施行により、マネー・ローンダリング対策のほか、テロ資金対策としても本人確認が義務付けられました。

その後、本人確認法は2008年3月施行の「犯罪による収益の移転

防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に一本化され、これにより、特定事業者（金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士および弁護士等）は、顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が義務付けられました。また、金融庁（特定金融情報室）に設置されていたFIU（資金情報機関）機能が国家公安委員会・警察庁に移管されました。

犯罪収益移転防止法は、2008年に公表された第3次FATF対日相互審査の結果を受け、2011年4月に改正、2013年4月から全面施行されました。本改正により、従来の「本人確認」について「取引時確認」と名称が改められ、確認が必要な場合や確認事項が拡充されました。さらに、2014年11月、同法の一部改正法が成立、2016年10月1日から全面施行されています。

2018年11月には犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、オンラインで完結する新たな本人特定事項の確認方法等が規定されるとともに、2020年4月からは、転送不要郵便等を用いた非対面取引における確認方法が厳格化される等の改正が行われています。

（2）FATF相互審査・金融庁のガイドライン

FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）は、マネー・ローンダリング対策の国際協調推進のため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合で、マネー・ローンダリング対策の国際基準にあたる「40の勧告」を定めています。

2019年には、第4次FATF対日相互審査が実施となり、2021年8月30日公表の対日相互審査結果では、主要な金融関係の有効性の評価項目である「金融機関等の監督」と「金融機関等によるマネロン・テロ資金供与対策」について、H（High）、S（Substantial）、M

(Moderate), L (Low) の4段階中、いずれも M (Moderate) と評価され、わが国は「重点フォローアップ国」と位置づけられました。以降、毎年、法令等整備状況の改善状況をFATFへ報告することとされています。

金融庁は、こうした状況のなか、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(ガイドライン)を策定しています。本ガイドラインは、犯罪収益移転防止法の義務に加えて遵守が求められることに注意しなければなりません。さらに金融庁は、ガイドラインの「対応が求められる事項」の金融機関における態勢整備の完了期限を2024年3月と定めており、一層のマネー・ローンダリング対策の高度化が求められています。

② 取引時確認

犯罪収益移転防止法は、マネー・ローンダリングとテロ資金供与を防止することを目的としています。マネー・ローンダリングとは、麻薬犯罪、脱税、組織的暴力等の犯罪行為等により不正に資金を取得した者が、資金の不正な出所や真の所有者を隠すために、JA等の金融機関の口座に不正資金を入金したり、金融商品を購入したり、口座から口座へと資金を移動することをいいます。このような行為を未然に防止するため、犯罪収益移転防止法は、「取引時確認」および「疑わしい取引の届出」等を特定事業者であるJAに義務付けています。

(1) 取引時確認が必要な取引

取引時確認が必要な取引は、次のとおりです。

① 取引関係の開始時（貯金口座の開設、共済契約の締結等）

② 大口現金取引等を行う際（現金等による200万円を超える取

1

融資業務とは

①融資係の心がまえ

融資とは、経済的側面からいえば、事業や生活のために必要な資金の需要者に対し、一定額の金銭を貸し付けることをいいます。このため、**資金需要の内容（資金使途）**が、融資において重要な審査対象となります。また、融資を法律的な側面からいふと、「返済することを約束していただいたうえで、一定額の金銭を交付すること」をいいます。このため、**返済の可能性（返済財源）**も、融資において重要な審査対象となります。融資は、顧客から預かった貯金を資金源に行うわけですから、必ず回収しなければなりませんし、融資した元金のほかに利息も徴収しなければなりません。ですから、融資を行うときには、審査をしっかり行い、返済が確実な先に対して行う必要があります。ここに、貯金業務とは違った意味での難しさがあります。

また、融資業務では貯金業務以上に業務上知りうる情報が多く、信用調査の過程で知りえた情報の全てについて「守秘義務」を負っていますので、その取扱いには十分に注意する必要があります。こう言いますと、「融資は難しい」と思われるかもしれませんが、融資業務に関する基本的な知識をしっかり覚えて、事務手続に従って基本に忠実に、注意をして業務を行えば、大きな間違いを起こすことはありません。逆に、たとえば「借用証書や手形等の契約書類は、必ず本人に自署していただく」という基本を逸脱して、「本人以外の者が署名（代筆）」したり、「保証人が自署するところを債務者が署名（代筆）」したとい

うように、事務手続に反した取扱いや基本的な事項をなおざりにした取扱いをすると、後々大変なことになります。なお、融資の種類には、証書貸付・手形貸付・当座貸越・手形割引等、たくさんありますが、融資業務の基本は同じですから、基本に忠実に業務を行うとともに、不明な点は先輩や上司に相談したり事務手続を確認したりして調べ、自分一人でわからないことを抱え込むようなことをせず、また融資の諾否は独断で連絡しない、などといった基本的なことを守っていけば、自然と融資担当者としての力がついていくことでしょう。

②融資審査する際に大切な点

(1) 借入申込者の人物審査が第一――――――――

融資業務での審査においては、まず借入申込者の人柄に注意しなければなりません。借入相談時の態度や今までの取引状況等から、借入申込者が、社会的責任感が薄く、人格等に問題がある、と判断したときは、融資を行わないようにします。

豆 知 識

この本では、JAが組合員等にお金を貸すことについて「融資」という言葉を使っていますが、「融資」という用語のほかにも、「貸出」や「貸付」という言葉もあります。これらは、基本的には同義の用語です。

貸付とは、金銭を貸すことを意味しますが、金融機関でいう貸付には、単なる金銭の貸与だけでなく、これと同じ経済的效果を生む取引(手形割引等)があります。そこで、手形割引を含む取引先の資金調達に資する業務を総称して、貸出という言葉が使われています。

なお、借入申込者は信用できないが、提出された資料を見ると問題はないし、担保もあるので安全であるというような判断はすべきではありません。人物が信用できないときは、その人が提出した資料の数字や提供される担保も信用できない、と考えるのが妥当であるからです。

(2) 資金使途により審査内容が異なる――――――

融資金には、必ず資金使途があります。そこで、融資をする場合は、その資金使途を把握しなければなりません。融資金の資金使途は、その資金需要の発生原因を調べることによって把握します。

そして、借入金の必要性と有効性、借入金の妥当性、返済財源、返済の確実性、適正な融資期間、借入金の必要時期などを検討します。「資金使途が不明な資金は貸せない」とすることが鉄則となります。



(3) 融資では原則をふまえることが重要

融資には、以下の①～⑤の5原則があり、これをふまえることが重要である、とされています。融資にあたっては常にこの5つの原則を満たしているかに注意しなければなりません。

① 安全性の原則

融資の安全性を高めるものは、融資先企業自体の安全性、資金需要の妥当性、返済財源の確実性、担保力等です。融資金を必ず回収するためにはまず安全性が第1ですので、この原則を満たさない融資は行うべきではありません。また、債務者の信用が安全性の土台となるものであることはいうまでもありません。

安全性の原則に沿った審査ポイントとしては、次のとおりです。

① 相手の人柄を注意してみる

面談時の言動に注意し、誠実な人であるか、また、過去の取引状況からみて、口座振替や定期積金の掛け込みはスムーズで、約束をきちんと守る人であるかを審査します。

② 返済能力

年収に占める年間返済割合からみて、期日に確実に返済できるだけの継続した安定収入は見込めるかを審査します。

③ 担保・保証

人柄や返済能力に問題がない場合でも、将来の万一の不測の事態（勤務先の倒産・病気や不慮の事故等）に備えて、担保の提供や保証人を付すことを求めたり、保証機関の保証を付保したりします。しかし、基本は借入者本人の返済能力です。あくまでも返済能力を重視し、担保を処分すれば返済できるであろうという安易な考え方はしないことです。

④ 危険分散

特定の人に融資が集中した場合、その融資先が倒産等すると、

J Aの経営にも影響を与えることにもなるので、J A単位で1融資先に対する融資最高限度額が決められています。

②収益性の原則

融資をすることは、J Aの資金を運用することですから、その運用によって調達コスト(貯金利、事務費、人件費等)以上の収益をあげなければなりません。貸出金利、取引メリット、融資効率などを検討し、収益性を高めるように努力する必要があります。

③成長性の原則

融資先の経済的・社会的環境、競争力、経営手腕、技術力と設備内容、販売先や仕入先、資本系列、自己資本等を勘案し、成長する産業や企業に融資すべきであるという原則です。

④流動性の原則

融資金をなるべく短期に回転させ、流動的に運用できる状態におこうとする原則です。流動性の高いもの(融資期間の短いもの)は原則として安全性も高くなります。したがって、不必要的設備投資などへの融資は避けるべきということになります。

⑤公共性の原則

融資は、それが社会的ニーズに合致し、地域社会の開発と経済の向上に資するものであることを要するという原則です。したがって、たとえ十分な担保があるとしても、不安定な企業や法令や行政上の条例・規則に適合していない反社会的事業等に対する融資は行うべきではありません。

(4) 融資金の事後管理

融資業務を遂行するにあたっては、融資金の事後管理を十分に行う必要があります。すなわち、債務者の信用状況の調査、企業の経営内容の検討、担保にとっている物件の点検等を定期的に行うことによ

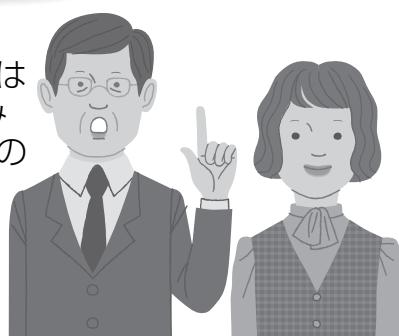
り、環境の変化に伴う融資金の不良化の兆しをキャッチしたときは、その不良化を阻止するための対策を速やかに講じなければなりません。

(5) 貯金者保護に徹すること

農業や地域産業を育て、社会の発展に寄与するという重要な機能をもつJAの融資業務も、その運用を誤れば回収不能の不良債権を誘発し、貯金者の利益保護にかける結果を招きます。このため、不良債権は出さないよう、平素から心がけなければなりません。



不良債権を
出さないことは
JAのためのみ
ならず、地域の
農業・社会の
ためでもある



2

融資契約における 基本知識

①契約の成立とは

(1) 諸成契約と要物契約――――――――――

契約成立の根本は、契約当事者の意思が合致すること（合意）にあります。そして、意思の合致だけで成立するものを「諸成契約」、意思の合致のほかに目的物の引渡しがあってはじめて契約が成立するものを「要物契約」といいます。

融資取引上生ずる主要な契約を区分すると、次のとおりとなります。

①諸成契約に属するもの

書面（電磁的記録を含む）による金銭消費貸借契約、書面（電磁的記録を含む）による保証契約、抵当権設定契約、根抵当権設定契約、債務引受契約、債権質権設定契約（譲渡に証書の交付を要する証券があるものを除く）等

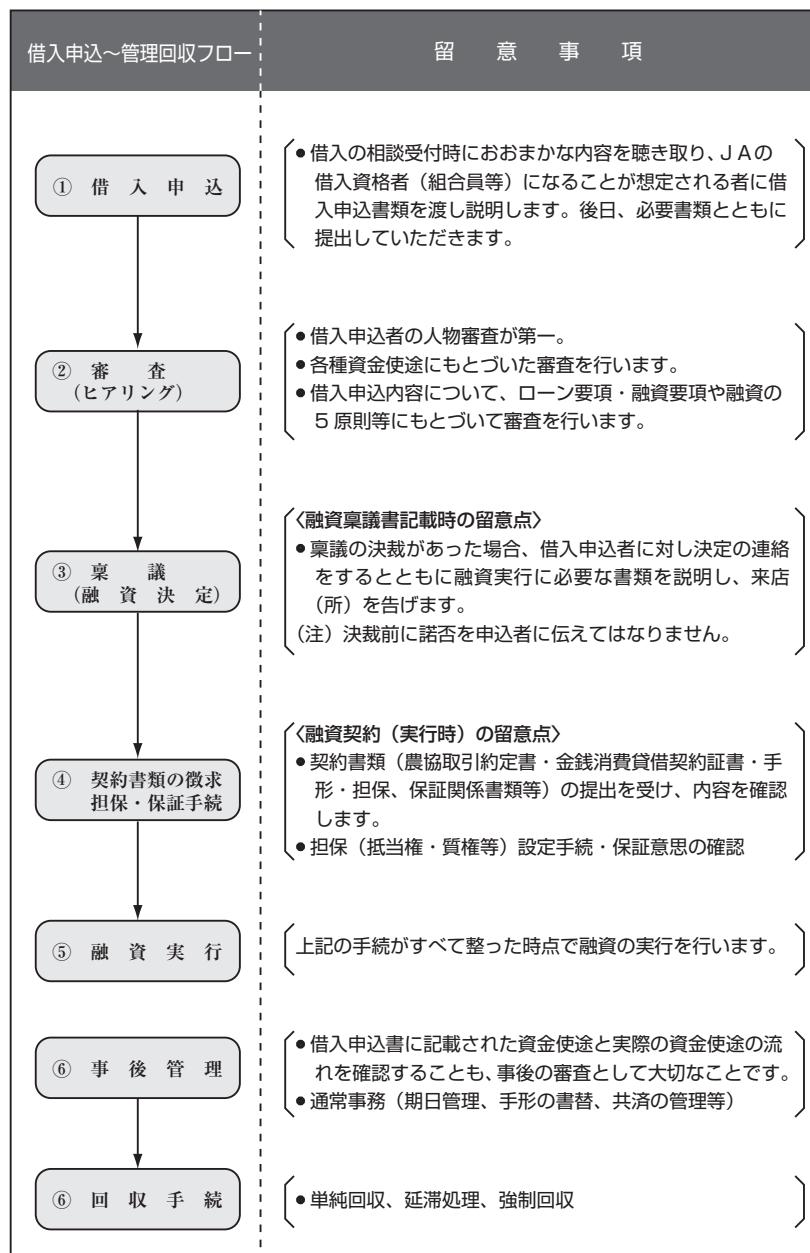
②要物契約に属するもの

金銭消費貸借契約、質権設定契約（上記の債権質権設定契約を除く）等（※ 質権設定契約については(3)②「質権設定契約の場合」を参照のこと）

(2) 契約意思の確認――――――――――

契約成立の要件である「当事者の意思の合致」とは、契約申込者の

【図表4-1】借入れの申込から融資実行・管理まで



意思表示とこれに対する承諾者の意思表示とが合致することをいいます。そこで、その意思表示とは何であるかを考えてみます。

意思表示とは、一定の法律上の効果を生む事柄を期待（認識）し、かつ、その旨を表示する行為をいいます。このため、意思表示は、効果意思と表示行為によって構成され、そのどちらを欠いても成立しません。

そこで、契約の締結にあたっては、相手方の意思表示が有効なものであることを確認しなければなりません。たとえば、契約する本人がJA職員の面前で契約書に自署したのであれば問題ありませんが、すでに作成された契約書がJAに届けられた場合などは、その有効性が問題になります。

それは、本人は効果意思（借入債務や保証債務、または担保を負担する意思等）をもたないのに、他人によってその意思表示の形式が作られた（他人が契約書を偽造した等）場合に、その意思表示の効果が本人に及ぶかという問題です。この場合は、その他人の行為について民法が定める表見代理規定（民法109条、110条、112条）が適用されるとき以外は、その意思表示の効力は本人に及びません。

そこで、その表示行為が本人によるものであることが明白でない場合は、必ず本人の契約意思を確認しなければなりません（【図表4-1】も参照）。その確認方法としては、本人に面接して確認することが最も良いといえます。しかし、どうしてもそれが困難なときは、次の方法で確認する手続をとります。

- ① あらかじめ確認用返書を添付した照会文を、封書・親展で本人宛に郵送する。
- ② 確認の返書を受領したとき、その署名押印と当該契約書の署名押印とを照合する。

(3) 要物契約および諾成契約締結上の留意点――――――

要物契約が成立するためには、当事者の意思の合致のほかに、目的物の引渡しが必要となります。また、諾成契約は、目的物の引き渡し前でも、当事者の合意によって成立します。このため、金銭消費貸借契約や質権設定契約などの要物契約や、書面による金銭消費貸借契約などの諾成契約を行うときは、次の事項に留意しなければなりません。

①金銭消費貸借契約の場合

民法587条(消費貸借)は「消費貸借は、当事者的一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」と定めています。このため、借入申込者が融資金を受領しなければ、金銭消費貸借契約は成立しません。

たとえば、金銭消費貸借契約証書の債務者はAであっても、借入金を受領し消費したのはBであったとすれば、JAと債務者Aとの間の融資契約は成立せず、債務者はBであるということになります(ただし、JAはBに融資する意思を持っていないので、JAとBとの間の融資契約は成立せず、Bが負担するのは単なる不当利得返還債務となります)。

これに対し、民法587条の2(書面による消費貸借等)1項は「…、書面でする消費貸借は、当事者的一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約することによって、その効力を生ずる」と定めています。このため、借入申込者が書面上(借入申込書等)で借入金を返済することを約し、JAが書面上(金銭消費貸借契約書等)で融資することを約することによって、目的物である融資金を引き渡す前に、書面による金銭消費貸借契約が成立します。これにより、JAは、借入申込者に対して融資金を交付する義務を負担します。

こうしたことから、融資金は必ず借入者本人に交付しなければ

なりません。その方法としては、⑦本人の貯金口座へ振り込む、①本人に直接現金を交付、⑨本人の指示（依頼）による第三者口座への振込、などがありますが、要物性の充足または融資義務の履行を証明する方法としては⑦が一番確実なので、原則としてこの方法をとります。もし、①や⑨の手続をとるときは、本人の自署による領収書や振込依頼書を徵することにより、資金交付の証拠を残しておくことが必要です。

なお、融資決定前（金銭の授受前）にJAの役職員が借入者に融資できる旨を口頭やメモ等で伝えると、消費貸借の予約契約や書面による金銭消費貸借契約が成立する可能性があります。これによってJAは借主に融資実行による金銭交付義務を負うことになります。もし融資決定前の段階で、安易に借主に融資決定したとか、または決定することが確実であるような印象を与え、後に融資謝絶となった場合には、借主から債務不履行責任を追及されるという問題が生じかねないことに十分注意しなければなりません。

②質権設定契約の場合

民法344条では「質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる」と定めています。

このため、たとえば書画・骨董などの動産に質権を設定するときは、その目的物をJAに提出させ、その提供物をJAで占有することになります。

これに対して、JA貯金やJA共済が質権の目的物となるときには、証書の交付は質権設定の要件ではありませんが、実務上は、担保提供者への意識づけ、および二重の担保提供を防ぐ意味合いから、従来と同様に証書の提出を受け、JAで占有する方法で行うべきでしょう。なお、融資の実務上、取扱いの多い債権質の問題については、担保の項目で説明します。

(4) 融資取引と説明義務

融資取引の契約の締結においては、取引の類型に応じて適切に説明を行い、契約内容については、利用者が理解し納得できるよう、利用者の知識・経験および財産の状況に応じて丁寧に説明をすることが金融機関に求められています。

2001年4月から施行された消費者契約法は、事業者（例：JA）と消費者（例：JA組合員等の利用者）との間の格差（情報量、交渉力等）により消費者に生じる不利益から、消費者を擁護するため、一定の場合は契約の取消や、契約そのものを無効とすることなどを定めたものです。したがって、融資取引で使用する各種の約定書については、消費者契約法との関連を常に念頭におく必要があります。

なお、消費者契約法でいう「消費者」とは、事業者以外の「個人」を指しますので、JAで取り扱っている住宅ローンや消費者ローンの融資先、保証人、担保提供者等は消費者契約法の対象となります。よって、融資担当者としては、融資先や保証人、担保提供者等が契約内



容を承知していないということがないよう、各種契約書を締結するときには、契約内容の説明を怠ってはなりません。

消費者契約法上の取消権としては、①事業者（JA）が契約の重要事項について、事実と異なることを説明したために消費者が誤った理解をして契約をした場合や、②事業者が契約の目的となるものについて、断定的判断を下したことにより、消費者がそのことが確実であると誤認して契約を締結したとき、③事業者が、重要事項やその関連事項について、消費者の利益となる旨を告げ、かつ、不利益となる事実を故意に告げなかつたことにより、消費者がその不利益事実が存在しないと誤認して契約を締結した場合、④消費者の住居等から退去を求められているのに、退去しない等の強引な勧誘行為によって契約が締結されたとき、などがあります。

②融資取引の当事者

(1) 農協法上の資格

J Aは、農協法によって設立された法人であるため、農協法で定められた事業以外の事業活動を行うことができません。このため、融資業務においても融資取引の相手方が制限され、その制限内の者（借入資格を有する者）にしか、融資することができません。

なお、保証契約や担保権設定契約を行うときには、上述の資格制限は適用されません。

(2) 一般法律上の資格

契約が成立するためには当事者の意思の合致が必要ですから、契約を結ぶ相手方には意思表示をする能力（資格）が要求されます。すなわち、法律上有効な契約を結ぶ相手方は、個人の場合は行為能力者、法人の場合はその法人を代表して意思表示をする権限を有する者であ

●執筆ご協力(50音順)

大阪府信用農業協同組合連合会

桜井 達也(農中総研 監査役)

高橋 恒夫(経済法令研究会専任講師)

農林中央金庫

福岡県信用農業協同組合連合会

ほか多くの実務家の方々にご協力いただきました。

五訂 JAの金融業務

2007年3月9日 初版第1刷発行
2011年2月23日 改訂版第1刷発行
2013年10月20日 三訂版第1刷発行
2017年2月20日 四訂版第1刷発行
2022年3月15日 五訂版第1刷発行

編 者 経済法令研究会
発 行 者 志 茂 滿 仁
発 行 所 株式会社経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

イラスト／スタジオ・トータス カバーデザイン／西澤美帆
制作／西牟田隼人 印刷／あづま堂印刷株 製本／株島崎製本

©Keizai-hourei kenkyukai 2022 Printed in Japan

ISBN 978-4-7668-2483-4

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等(誤記の修正等)の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌] メニュー下部の [追補・正誤表])

定価はカバーに表示しております。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。